

(別紙1)

交通弱者等事故防止啓発動画制作及びWEB広告配信業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1. 業務目的

本県における交通死亡事故の特徴は、死者数に占める高齢者の割合が5割、歩行者や自転車乗用中の交通弱者が約4割となっていることです。また、交通事故死傷者となった交通弱者の多くが歩行者の横断歩道外横断や、自転車による安全不確認などの法令違反をしているという実態があります。

また、「横断歩道等における歩行者等の優先」が道路交通法第 38 条で定められているにも関わらず、県内の「信号機のない横断歩道における自動車の一時停止率」は 51.3%(令和5年(一社)日本自動車連盟調べ)と、未だ半数近くが停止していません。さらに、飲酒運転による人身事故件数は昨年より減っているものの、根絶には至っていません。

本業務は、「横断歩道の歩行者優先」や「飲酒運転根絶」などのテーマごとに、視聴者の印象に残る動画を配信することにより、県民の交通安全意識のさらなる高揚を図り、全ての人が交通事故防止を自分事と捉え、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践につなげることを目的に実施するものです。

2. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

交通弱者等事故防止啓発動画制作及びWEB広告配信業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

(3) 委託内容

別添「交通弱者等事故防止啓発動画制作及びWEB広告配信業務委託仕様書」のとおり

3. 契約上限額

7,458,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」という。)により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止

要件に該当する者でないこと。

・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5. 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和6年5月27日(月) 午後4時まで(必着)

(2) 提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、必ず期限内に到着するかどうかを送付前に確認してください。また、発送後、電話にて担当課あてにご連絡ください。

(3) 提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県環境生活部くらし・交通安全課交通安全班 担当:米津、佐々木

電話:059-224-2410 FAX:059-224-3069

電子メール:seikotu@pref.mie.lg.jp

(4) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 役員等に関する事項(第2号様式)

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状(第3号様式)

エ その他、上記アに記載の添付書類一式

6. 質問の受付及び回答

本企画提案コンペに関する質問は、以下により行ってください。

(1) 質問の受付期限

令和6年5月23日(木) 午後3時まで(必着)

(2) 質問の方法

第4号様式により、FAXまたは電子メールで送信してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

三重県環境生活部くらし・交通安全課交通安全班 担当:米津、佐々木

電話:059-224-2410 FAX:059-224-3069

電子メール:seikotu@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和6年5月24日(金)午後5時までに、県ホ

ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

[トップページ](#)>[県政・お知らせ情報](#)>[お知らせ情報](#)>[企画提案コンペ等情報\(公告・結果\)](#)

7. 参加資格確認結果の通知

上記5の確認結果については、令和6年6月11日(火)午後5時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

8. 企画提案資料の提出

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年6月17日(月) 午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

上記5(2)に同じ

(3) 提出先

上記5(3)に同じ

(4) 提出資料及び部数

ア 企画提案書【9部】(コピー可。ただし原本1部要)

原則、A4判・両面長編綴じ印刷・文字サイズ 12ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。なお、図表等の表現の都合上、用紙の一部を変更することは差し支えないものとする。また、資料については、15分程度で説明できるものとしてください。

(ア) 提案コンセプト

(イ) 内容

- a 本事業の目的などに照らし、視聴者に効果的に伝えるため、動画を制作するうえでの着眼点や工夫した点について記載してください。
- b 業務委託仕様書3「委託業務の内容」(1)エ(ア)(ウ)の動画内容及び構成について、絵コンテ等を用いて提案してください。
- c WEB 広告を実施するにあたっての、効果的な配信のタイミングやターゲティングについての提案をしてください。
- d 業務委託仕様書「8 委託業務に係る特記事項」に係る業務の提案(提案がある場合は記載すること。)
- e 業務の実施体制(業務に従事する予定の人員や役割分担、緊急時のリスク管理体制などを記載すること。)
- f 業務実施スケジュール
令和6年6月末頃の契約締結を前提に、令和7年3月14日までのスケジュールを提示してください。
- g 企画提案に関する有効な資料(過去5年間に類似業務を実施した実績がある場合はその概要一覧を示し、そのうち代表的なもの1～2 本について、動画の視聴のできる URL 等を記載してください。)

イ 経費見積書(内訳書を含む)【9部】(コピー可。ただし原本1部要)

ウ 事業者の活動状況、実績がわかる資料(法人の概要等)(第5号様式もしくはパンフレット等)【9部】(コピー可。ただし原本1部要)

エ その他提案にかかる必要資料【9部】

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(5) 注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

9. プレゼンテーションの実施

本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「交通弱者等事故防止啓発動画制作及びWEB広告配信業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

ア 日時 令和6年6月21日(金) ※開始時間は提案者に対して個別に通知します。

イ 場所 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階研修室

ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分程度

エ 方法 提出済みの企画提案資料(紙)及び口頭での説明に限るものとします。

オ その他

・出席者は3名以内とします。

・提案者が多数あった場合には、選定委員会において事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者のみによるプレゼンテーションを実施するものとします。

・提案者が多数の場合の書類審査の結果については、すべての提案者に対し、令和6年6月20日(木)正午までに電子メール又は電話により通知します。

10. 最優秀提案者の選定

上記9の内容を含め審査を行い、最優秀提案者を選定します。

企画提案コンペの評価項目(配点比率)は以下のとおりです。

(1) 業務の実施体制(1)

自社の強みやノウハウを生かした視点で提案がなされ、業務を確実に実施できる体制になっているか。

(2) 業務実施スケジュール(1)

業務内容に柔軟に対応できるようスケジュールが設定されているか。

(3) 構成力及び表現方法(2)

ア 視聴者の興味を引き、印象に残るような工夫やストーリー性、メッセージ

性のある動画構成等の提案を行うことができるか。

イ 交通事故情勢等を踏まえた内容となっているか。

ウ 4つの動画が自動車運転者等のそれぞれの視点から交通事故防止を自分事として捉えられるような訴求力のある動画となることが期待できるか。

(4) 効果的な広告方法(2)

ア 提案された配信期間、配信対象、配信回数等で効果のある広報が期待できるか。

イ その他の提案を含め、業務の目的を達成するために必要な専門的知見やノウハウ等を有し、それらを生かして高い事業効果が十分期待できるか。

(5) 経費の妥当性(1)

業務を適正に実施するにあたり、積算内容(単価や数量)が妥当と考えられ、限られた予算内での効果的、効率的な提案をしているか。

11. 選定結果の通知

最優秀提案が決定した後、令和6年6月24日(月)午後5時までにすべての提案者に対して電子メール又は電話により結果を通知します。

12. 最優秀提案者に求める書類の提出

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額のない証明用)【有料】」(過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書【無料】」(過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの)の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(該当する契約実績がある場合のみ)(第6号様式)
- (4) 三重県電子調達システム(物件等)に利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

13. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、

契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行います。

14. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

16. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19. その他

(1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- イ 提出のあった企画提案資料は返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があっ

た場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

エ 選考経過は公表しません。

(2) 契約に関する事項

ア 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格(消費税及び地方消費税を抜いた額)の100 分の110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします(三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています)。

20. 担当課・連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県環境生活部くらし・交通安全課交通安全班 担当:米津、佐々木

電話:059-224-2410 FAX:059-224-3069

電子メール:seikotu@pref.mie.lg.jp